

(質問第八十二号) 昭和二十二年十月八日配付

山林濫伐と放水路問題等に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月六日

参議院議長 松平恒雄殿

小川友三

山林濫伐と放水路問題等に関する質問主意書

一、十年來の山林の濫伐と植林の不足が今日の大水害の主因であると共に、今日の河川では水の收容力が不足してある。刑務所の昨今は大入り満員で大洪水にならないが、水の方は河川の收容力以上は大洪水となり大水害を與える。茲に新設放水路の必要が必至であるが、洪水地を視察するに、全くその放水路計画がない。奔流の作用に反逆する治水事業は、多年失敗し、國民は、苦境に轉落してゐるが、これに對する政府の処見を問う。

又、治水作業は政府高營が可か、民營が可か之れに対する処見を問う。

二、今回の風水害にて流出或は破壊された家屋に対する救濟策は、長期の低利資本によるべきであり、二十年又は二十五年の年賦が適當と信ずるが政府の処見を問う。

國民の片山内閣に期待する氣持は絶大であるが特に栗栖藏相の答弁を中心明確なる答弁を求む。

三、我が國のセメント工業は現在全く其の製產が低下し國民需要の一〇%にも達せず、關値は一俵四百円

以上である。國內資源によるセメント工業の不振は、資金難と石炭不足による。政府は、極力融資し又石炭増産により同品増配をなすべきである。水谷商相の主張する石炭國管でも或形式でも一日も早く大増産を石炭にも注入し、緊急の治水工事、砂防工事、河川工事にセメントを沢山送るべきであるが、之れに対する積極的政策ありや処見を問う。

四、現下の開拓農民の一部が大洪水の基たる山林の開拓に当つてあるが、之れ等は、大洪水の原因の一因をなすものにて百町歩の開拓が百倍千倍の美田に洪水を送る起源をなしてあるのは、政府も國民も今や全部知る處である。茲において水産業開拓に方向轉換の必要がある。水産業に百万人の開拓者を送る大計画を樹て戰災者、海外引揚者に職を與うべきである。木造船と網を中心に政府は予算を計上し直に着手し失業救済、水害防止及び食糧問題解決の一石三鳥の政策に対し政府の処見を問う。

五、水害地は人心動き不安定である、水の中の家に舟にて切盜團が侵入する、或は集團強盜等を聞く、警察官の手不足のために、町村の消防團が防犯に協力しておる処が多いが、之れ等消防團員は、收入がな

く全くの奉仕である。それ等の人々に政府にて臨時出費し、防犯に盡す人々に敬意を表すべきであるが、

政府の処見を問う。

右質問に對し速かなる答弁を要求する。